

土 浦 市 長 中 川 清 殿
土 浦 市 議 会 議 長 矢 口 清 殿
土 浦 市 教 育 委 員 会 委 員 長 小 原 芳 道 殿

土 浦 市 監 査 委 員 林 修
同 篠 塚 昌 毅

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

第 1 監査の種類

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定による監査

第 2 監査の実施日

- 1 事前監査 平成 2 8 年 5 月 2 4 日（火），2 6 日（木），2 7 日（金），3 0 日（月）
- 2 本監査 平成 2 8 年 6 月 2 7 日（月）

第 3 監査対象施設

小 学 校（7 校）	土浦小学校，大岩田小学校，荒川沖小学校，中村小学校， 上大津東小学校，上大津西小学校，藤沢小学校
中 学 校（2 校）	土浦第三中学校，新治中学校
幼 稚 園（2 園）	土浦第二幼稚園，新治幼稚園

第 4 監査の方法

平成 2 7 年度における財務に関する事務の執行状況が，法令等に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等について，事前に関係帳簿，証書類等の検査を行い，本監査においては，教頭，園長等及び教育委員会の関係職員に出席を求め，教頭，事務担当者等から提出資料の説明を受け，質疑応答による監査を実施した。

第 5 監査の結果

各施設における財務に関する事務の執行状況及び管理運営状況は，一部の軽微な事項を除き，適正に処理されていると認められた。

なお，購入した物品等に係る支払については，遅延が生じないように心掛けられたい。特に年度末の事務処理については，出納整理期間が 5 月末であっても，3 月中に完了するよう努められたい。

電気，水道及び電話については，適切な使用を心掛けられたい。

学校給食費については，学校間において未収金の解消に向けた取組情報の共有化を図

るとともに、教育委員会の関係部署においても各学校との連携を一層深めることにより、その解消に努められたい。

また、学校施設及び遊具並びに通学・通園時における一層の安全の確保に努められたい。